令和 8 年 11 月 12 日

厚生労働大臣
上　野　賢一郎　殿

公益社団法人　日本看護協会
会長　　秋　山　智　弥

看護職員の賃上げ及び処遇改善に関する要望書

物価高騰や慢性的な人材不足等が続く中、日本社会全体で賃上げの動きが加速する一方で、公定価格にもとづく医療・介護サービスに従事する看護職員の労働環境は厳しさを増しています。

国の令和 7 年度補正予算では「医療・介護等支援パッケージ」として医療・介護・障害福祉分野の賃上げ支援が盛り込まれ、令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料の見直し・引き上げ、令和 8 年度臨時介護報酬改定における介護職員等処遇改善加算の対象拡大（訪問看護の追加）など、医療・介護従事者の賃上げに向けた支援策が講じられてきました。

しかしながら、本会が 9 月に実施した緊急調査では、病院や訪問看護事業所における賃上げ実施率・賃上げ率は他産業に遠く及ばず、診療報酬改定や介護報酬改定で掲げた賃上げの目標水準にも達していない施設・事業所が半数以上に上っています。また、前年同月比で「賃金が上がった」看護職員は回答者全体の約 7 割にとどまっており、とりわけ訪問看護や介護保険施設・事業所の看護職員の平均賃金額・賃金伸び率は低い状況にあります。

業務や役割に見合った評価が得られなければ、看護職員の離職や潜在化、他産業への流出が加速し、地域の医療・介護提供体制に支障をきたすことが懸念されます。実際に本会調査では、賃金満足度が低い看護職員は、看護職としての将来的な就業継続意向も低い傾向がみられます。医療・介護現場を支える看護職員が安定的に働き続けられる環境の確保に向け、処遇改善を着実に進めるためのさらなる財政支援が必要です。

つきましては、下記３点について格別のご高配を賜りますよう、強く要望いたします。

要 望 事 項

1. 看護職員の賃上げ及び処遇改善に向け必要な財源を確保し、「医療・介護等支援パッケージ」を上回る財政支援を実施されたい。
2. 令和 9 年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において、在宅・介護・障害福祉領域に従事する看護職員の処遇の抜本的な改善策を講じられたい。
3. 診療報酬の期中改定を視野に、看護職員の全産業と遜色のない賃上げに結び付く財政支援を実施されたい。